

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

1 補助金の名称等

6年度調査

補 助 金 の 名 称	食中毒予防対策事業補助金									
根 拠 規 定 等	食中毒予防対策事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	17	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	19年	終了予定年月		
見 直 し 年 月	令和	2	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	5年			
見 直 し の 内 容	令和3年度予算から過去3か年平均の実績に基づいて予算額を決定している。									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	06 衛生費	01 保健衛生費		02 生活衛生事業費		01 食品衛生監視		01 食品衛生監視指導		
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	文京食品衛生協会(以下「協会」とする。)が自主的に実施する食中毒予防対策事業に対して補助金を交付することにより、文京区内の食中毒の予防対策を推進し、もって区民の公衆衛生向上に寄与することを目的とする。					
補助事業等の内容	協会の会員店舗の営業者及び従事者等が検便を実施し、腸管出血性大腸菌O157、赤痢菌、サルモネラ、パラチフスA菌及びチフス菌の有無を確認する。					
補助対象経費の内容	飲食による食中毒を防止するため協会が実施する自主検便事業に要する経費の一部(検査機関が実施する検便にかかる経費等)について補助する。					
補助事業者等	☐ 区民 ☒ 地域活動団体 ☒ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他					
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 文京食品衛生協会					
補助金の算出	☐ 定率 (補助率) ☐ 定額 (補助額)					
	☐ 補助単価 (補助単価 単位) ☒ その他					
	[その他の場合は具体的に記入] 近年の検査本数の減少に伴い、令和3年度からは過去3か年平均の実績に基づいて交付。令和6年度は過去3年間実施平均本数467本×1本検査料等単価 584円(税込み)=272,728円 で算出。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における 使 途 の 確 認 方 法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☒ 決算書 ☐ 成果物 ☐ その他 ()					
補助・単独の状況	☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	321	291	249	273
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	321	291	249	273
交付実績の特記事項	令和5年度は376本の検便を実施し、腸管出血性大腸菌O157、赤痢菌、サルモネラ、パラチフスA菌及びチフス菌を検出した者はおらず、食中毒の発生を未然に防いだ。なお、決算額については、不用額の清算後の金額である。			

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	-	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金により、食品関係従事者が検便を実施することにより ○検便から細菌が検出された場合には、法に基づく飲食に係る従事制限等を行うことで、感染症や食中毒の発生を防止することができる。 ○自身の食生活を含めて体調に気を配るようになり、結果として従事者を起源とする食中毒の発生を防止につながる。
課題	実施件数が令和3年度496本、4年度434本、5年度376本と減少しているが下記の理由等が考えられる。 ○文京食品衛生協会の会員が減少、及び会員店舗の事業縮小等のため従事者が減少している。 ○主に大規模事業者においては、自ら定期的な検便を実施する事業者も増えている(補助対象外)。
今後の方向性	○文京食品衛生協会に小規模の事業者の会員も多いことから、経済的負担を軽減するためにも、補助事業そのものは継続していく必要がある。